

## 国内競技規則 改正

＜新旧対照表＞

※下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p>1～4-13 (略)</p> <p>4-14 参加申込書の内容 参加申込書は次の内容を含む。 1)～3) (略) 4) 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員が<u>18歳</u>未満であるときは、当人の親または保護者の同意の署名。 5)～6) (略)</p> <p>4-15 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名 1)～2) (略) 3) 前項1) および2) に規定する誓約文については、<u>18歳</u>未満の参加申込者の場合は、当人の親または保護者が連記署名しなければならない。</p> <p>4-16～14-4 (略)</p> <p>14-5 本規則の発効日 本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2022年4月1日</u>より施行する。</p>	<p>1～4-13 (略)</p> <p>4-14 参加申込書の内容 参加申込書は次の内容を含む。 1)～3) (略) 4) 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員が<u>20歳</u>未満であるときは、当人の親または保護者の同意の署名。 5)～6) (略)</p> <p>4-15 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名 1)～2) (略) 3) 前項1) および2) に規定する誓約文については、<u>20歳</u>未満の参加申込者の場合は、当人の親または保護者が連記署名しなければならない。</p> <p>4-16～14-4 (略)</p> <p>14-5 本規則の発効日 本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2022年1月1日</u>より施行する。</p>